

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和2年11月24日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

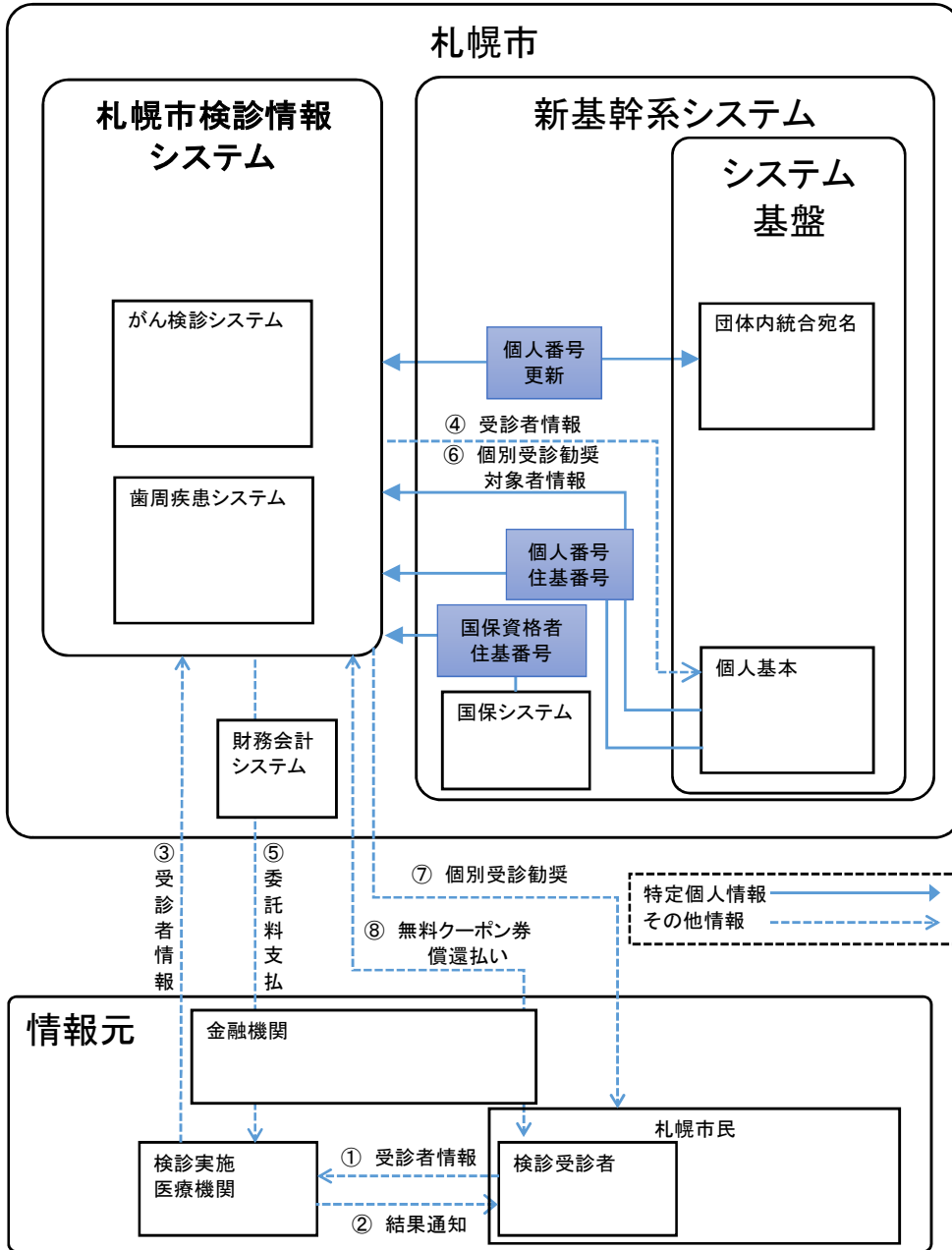
# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業として「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」を医療機関に委託し、実施している。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の76項により個人番号を利用することができるのは、健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 については、特定個人情報ファイルを主務省令に定める以下の事務で取り扱うこととする。  ○「札幌市がん検診」及び「札幌市歯周疾患検診」に関し以下の事務を行う。 ・受診者管理等を行う業務 ・実施医療機関への委託料の支払いを行う業務 ・個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策を行う業務 ・統計業務
③対象人数	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	札幌市検診情報システム
②システムの機能	健康増進法による、札幌市がん検診及び札幌市歯周疾患検診の受診者管理、実施医療機関への委託料の支払い等を行うシステムであり、次の機能を有する。  1 札幌市がん検診 ・受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 ・実施医療機関への委託料支払機能 ・札幌市がん検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 ・統計出力機能 2 札幌市歯周疾患検診 ・受診者の履歴、受診医療機関、検診結果等の管理 ・実施医療機関への委託料支払機能 ・札幌市歯周疾患検診の個別受診勧奨等に係る対象者抽出 ・統計出力機能 3 宛名システムからの送付先情報の連携機能 4 国保システムからの国保資格者情報の連携機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国保システム )
システム2	
①システムの名称	国保システム
②システムの機能	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及びこれに基づく条例により、被保険者情報の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。  1 資格に係る機能 ・資格の取得、喪失、変更等の情報の登録・管理 ・被保険者証の作成及び被保険者証交付履歴の管理 ・70歳以上75歳未満の被保険者に対する負担割合の決定及び高齢受給者証の作成 2 賦課に係る機能 ・保険料の決定及び保険料決定通知書の作成 ・保険料の減免申請情報の登録及び変更決定 ・保険料の特別徴収に関する管理 3 給付に係る機能
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 札幌市検診情報システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム )

システム3	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連付けを行う。 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐付けられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接利用するのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>5 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他    ( システム基盤(市中間サーバー、個人基本、税宛名、社会保障宛名) )</p>
システム4	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、情報システム部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム                      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等    [    ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他    ( システム基盤(市中間サーバー、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム )</p>

システム5	
①システムの名称	財務会計システム
②システムの機能	金融機関への口座振替依頼を行うシステム。 札幌市検診情報システムにおいては、以下の2つの支払がある。 ①実施医療機関へ委託料を支払う。 ②がん検診無料クーポン券が届く前に自費で札幌市がん検診を受けた場合、申請があれば償還金を支払う。
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ <input type="radio"/> ] その他 ( 庁内各業務システム )
3. 特定個人情報ファイル名	
札幌市検診情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策の実施に資するため。また、個別の受診勧奨文書の発送等の事務の効率化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	1 国保システムとの連携による受診動向の分析等 2 将来的には、無料クーポン券の使用履歴を他の地方公共団体と共有することで、適切な送付・受診勧奨が可能 3 将来的には、他市町村での受診履歴も参照した受診勧奨が可能
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②所属長の役職名	成人保健・歯科保健担当課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
札幌市検診情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市がん検診及び札幌市歯周疾患検診の受診対象者
その必要性	個人の特定、個人の宛名の突合の正確性を向上させ、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策を実施し、さらに個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図るためには、上記の範囲全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	1 識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報: 対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ・地方税関係情報…市・道民税非課税世帯について、自己負担額の免除措置をするために保有 ・健康・医療関係情報…検診受診結果を管理するために保有 ・医療保険関係情報…国民健康保険の資格者情報の管理、受診率等を分析し、受診率向上に向けた施策を行うため、また、65歳～69歳の後期高齢者医療被保険者について、自己負担額の免除措置をするために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報…生活保護世帯・支援給付世帯について、自己負担額の免除措置をするために保有 ・介護・高齢者福祉関係情報…保険料段階が第1段階～第3段階の市・道民税非課税世帯について、自己負担額の免除措置をするために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局保健所健康企画課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (札幌市市民文化局地域振興部戸籍住民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )
③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ・地方税関係情報:随時(検診受診時点) ・健康・医療関係情報:随時(検診受診時点) ・医療保険関係情報:随時(検診受診時点) ・生活保護・社会福祉関係情報:随時(検診受診時点) ・介護・高齢者福祉関係情報:随時(検診受診時点)
④入手に係る妥当性	健康増進事業の対象者管理及び検診に係る自己負担額の免除措置を適正に行うため、適宜、申請等の情報、税情報等の収集を行う必要がある。
⑤本人への明示	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 札幌市がん検診実施要綱及び歯周疾患検診実施要綱に規定されている。
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と公平・公正な健康増進事業の実施のため。
	変更の妥当性 -
⑦使用の主体	使用部署 ※ 札幌市保健福祉局保健所健康企画課
	使用者数 [ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 検診受診者管理に関する事務 ・検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定し、受診履歴・検診結果等を管理する。 ・検診受診履歴、結果等の統計を作成する。 2 検診実施医療機関への委託料の支払いに関する事務 ・検診実施機関からの報告・請求に基づき支払い事務を行う。 3 検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 ・住民基本台帳から対象者を抽出して、受診勧奨等を実施する。
	情報の突合 ※ 検診実施医療機関を経由して収集した検診受診者の氏名・生年月日・住所等から住民基本台帳等にて個人を特定する。
	情報の統計分析 ※ 特定個人情報に関する統計分析については、個人を特定しない方法で実施する。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※ ○ 検診の個別受診勧奨等、受診率向上に向けた施策に関する事務 検診の受診履歴、受診動向等から分析し、郵送等による個別の受診勧奨の実施などを検討・実施する。
⑨使用開始日	平成29年4月1日



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	札幌市検診情報システムの運用・保守委託	
①委託内容	札幌市検診情報システムの運用・保守作業の実施	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
その妥当性	札幌市検診情報システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者に委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作 )	
⑤委託先名の確認方法	札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	業務内容の一部であって、役務の性質上やむを得ないと認められる事項。
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		

提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
①保管場所 ※	
②保管期間	
③消去方法	
<b>7. 備考</b>	

提供先2～5

提供先6～10

提供先11～15

提供先16～20

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	

- <選択肢>
- 1) 1万人未満
  - 2) 1万人以上10万人未満
  - 3) 10万人以上100万人未満
  - 4) 100万人以上1,000万人未満
  - 5) 1,000万人以上

移転先2～5

移転先6～10

移転先11～15

移転先16～20

<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
①保管場所 ※	
②保管期間	
③消去方法	

<札幌市における措置>

- 1 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。
- 2 サーバーへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

- <選択肢>
- 1) 1年未満
  - 2) 1年
  - 3) 2年
  - 4) 3年
  - 5) 4年
  - 6) 5年
  - 7) 6年以上10年未満
  - 8) 10年以上20年未満
  - 9) 20年以上
  - 10) 定められていない

当該検診における受診勧奨は、検診を受診した後しばらく年数が経過した者に対して行う場合があるため、受診者情報を長期間保管する必要がある。

<札幌市における措置>

- 1 業務上不要と判断される情報は、データを調査した上で消去する。
- 2 ディスクの交換時は、物理的破壊や専用ソフトによって完全に消去する。

**7. 備考**

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

項番	項目名	項番	項目名
1	個人番号(マイナンバー)	39	国保資格者フラグ
2	住民コード	40	自己負担免除フラグ
3	システム付番コード	41	70歳以上自己負担免除フラグ
4	カナ氏名	42	生活保護受給による自己負担免除フラグ
5	漢字氏名	43	支援給付世帯による自己負担免除フラグ
6	氏名外字フラグ	44	非課税世帯による自己負担免除フラグ
7	通称名 カナ	45	介護保険料納入通知確認の自己負担免除フラグ
8	通称名	46	後期高齢者医療被保険者による自己負担免除フラグ
9	通称名 外字フラグ	47	無料クーポン券使用による自己負担免除フラグ
10	性別	48	医療機関受診日
11	生年月日-元号コード	49	胃がん検診結果
12	生年月日	50	胃がん精密検査結果
13	日本人・外国人区分コード	51	大腸がん検診結果
14	住登内外区分コード	52	大腸がん精密検査結果
15	市内・外区分コード	53	肺がん検診結果
16	都道府県コード	54	肺がん精密検査結果
17	市町村コード	55	子宮がん検診結果
18	区コード	56	子宮がん精密検査結果
19	現住所	57	乳がん検診結果
20	現住所-外字フラグ	58	乳がん精密検査結果
21	方書	59	前立腺がん検査結果
22	方書-外字フラグ	60	胃がんリスク判定結果
23	字名コード	61	歯周疾患検診結果
24	条コード	62	がん検診無料クーポン券対象者番号
25	丁目コード	63	がん検診無料クーポン券対象年度
26	番地	64	がん検診無料クーポン券発送日
27	子番地	65	がん検診無料クーポン券償還対象フラグ
28	部屋	66	がん検診無料クーポン券償還振込銀行コード
29	郵便番号	67	がん検診無料クーポン券償還振込支店コード
30	住所字名以下	68	がん検診無料クーポン券償還振込口座フラグ
31	住所方書	69	がん検診無料クーポン券償還振込口座番号
32	連絡先(電話番号)	70	医療機関コード
33	大字コード	71	医療機関名
34	世帯コード	72	医療機関銀行コード
35	続柄コード	73	医療機関支店コード
36	除票事由コード	74	医療機関口座フラグ
37	世帯主名	75	医療機関口座番号
38	世帯主外字フラグ	76	医療機関委託料支払い確定日
		77	医療機関委託料支払額

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
札幌市検診情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	検診実施医療機関は、自らの意思で検診を受診した者の情報のみを札幌市へ報告するため、札幌市は検診受診者以外の者の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)、その他の住民基本台帳関係情報をシステムにて入手する方法は以下の2つの方法に限定している。 1 庁内ネットワーク及びシステム基盤(個人基本)を通じて入手する。(一斉更新。) 2 権限が認められた職員が検診情報システムにアクセスできる専用端末を利用して個別に入手する。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	検診実施医療機関において、検診結果の連絡等にも使用するため、身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	上記にて入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、個人番号を入手する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 収集した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づいて、システム基盤(個人基本)との連携により、個人番号を入手する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<札幌市検診情報システムにおける措置> 1 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。 2 入手した基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)に基づき、システム基盤(個人基本)との連携により、住民基本台帳から個人番号を入手する際には、外部委託業者には個人番号の表示権限を与えないので、外部に漏れることはない。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。 <システム基盤(個人基本)における措置> システム基盤(個人基本)との接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 札幌市検診情報システムは、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとする。 2 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	-
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、個人に交付されるICカード等や、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発効管理 ・認証サーバーにおいて、職員ごとに、必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ・アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき、業務主管部門の指示のもと、システム担当者が速やかに失効手続を行う。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行う。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録する。
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう業務主管部門にて管理する。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、業務主管部門にて制御する。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 2 セキュリティ実施手順に業務主管部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<業務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている   2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない          4) 再委託していない
具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                                  2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている                      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ○ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 特に力を入れて整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 特に力を入れて周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。
⑥技術的対策	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<札幌市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバー機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 札幌市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設する。
⑦バックアップ	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	-
	再発防止策の内容	-
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理する。
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	対象者に関する情報は、国保の資格者情報や住基情報と定期的に同期するため、古い情報のまま保管されるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	1 5年の保管期間を経過後、データを調査した上で、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破碎等を行う。 3 札幌市が定めた保管期間を経過した帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。
	その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。
②監査	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における措置> 健康増進事業の実施に関する事務にかかわる職員(臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。
3. その他のリスク対策	
<札幌市における措置> 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	札幌市検診情報ファイル
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階 札幌市保健福祉局保健所健康企画課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年5月12日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市保有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和2年6月15日から令和2年7月15日
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	・個人情報の流出の危険性があることから検診結果とマイナンバーは紐づけるべきではない。 ・再委託に伴うリスクが大きい。
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年8月4日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月27日	IV-1②監査	情報化推進部	情報システム部門	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	I-5法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 国保システムとの連携については、札幌市個人番号利用条例に規定予定	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下、「利用条例」という。)	事後	法根拠の文言整理のため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用リスク3	システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行う。	1 システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用するに対する注意喚起を行う。 2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	事件・事故のリスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更にあたらない
平成29年5月12日	V-1④個人情報ファイル簿の公表	札幌市検診情報ファイル(健康診査事務、肺がん検診事務、札幌市歯周病検診)	札幌市検診情報ファイル(健康診査事務、札幌市歯周病検診)	事後	個人情報ファイル簿の名称整理による変更のため、重要な変更にあたらない
平成31年3月7日	I-7②所属長の役職名	健康推進担当課長 石川 奈津江	健康推進担当課長	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	I-2システム5②システムの機能	金融機関への口座振替依頼を行うシステム。札幌市検診情報システムにおいては、確定した実施医療機関の委託料及びがん検診無料クーポン事業の対象者のうち、がん検診無料クーポンを送付する前に札幌市がん検診を受診した者への自己負担相当額の償還金申請者へ、金融機関を通して口座振込する。	金融機関への口座振替依頼を行うシステム。札幌市検診情報システムにおいては、以下の2つの支払がある。 ①実施医療機関へ委託料を支払う。 ②がん検診無料クーポン券が届く前に自費で札幌市がん検診を受けた場合、申請があれば償還金を支払う。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	I-7評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	健康推進担当課長	成人保健・歯科保健担当課長	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	II-2基本情報③必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策の実施に資することとなることととも、個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化が図れる。	個人の特定、個人の宛名の突合の正確性を向上させ、適正な受診勧奨等、検診受診率向上に向けた分析・施策を実施し、さらに個別受診勧奨文書の発送等の事務の効率化を図るためには、上記の範囲全てを対象にする必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託②妥当性	札幌市検診情報システムの安定した稼働のため、システム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する。	札幌市検診情報システムの安定した稼働のため、特定個人情報ファイルの全体をシステム運用・保守の専門的な知識・技術を保有する民間事業者へ委託する必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅱ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託⑥委託先名	競争入札により決定する	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	事後	システムを構築した業者との随意契約であるため、業者名を記載しており、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅱ-6特定個人情報の保管・消去②保管期間の妥当性	札幌市公文書管理条例第5条及び札幌市公文書管理規則第8条の規定に基づき、当該検診における文書の保存期間を5年としていることから、当該データの保存期間を5年とする。	当該検診における受診勧奨は、検診を受診した後しばらく年数が経過した者に対して行う場合があるため、受診者情報を長期間保管する必要がある。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	別添2ファイル記録項目	-	前立腺がん検査結果、胃がんリスク判定結果を追加。	事後	H31年1月より検診項目を追加しているが、平成30年12月に諮問し個人情報を利用することとして答申を受けているため、重要な変更には当たらない。
令和2年11月24日	Ⅲ-2特定個人情報の入手リスク1:対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	受診者本人の意思で検診実施医療機関を受診し、本市は当該医療機関からの報告に基づいて本件事務を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。	検診実施医療機関は、自らの意思で検診を受診した者の情報のみを札幌市へ報告するため、札幌市は検診受診者以外の者の情報を入手することはない。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-2特定個人情報の入手リスク2:リスクに対する措置の内容	<p>&lt;札幌市検診情報システムにおける措置&gt;</p> <p>1 検診受診者情報については、検診実施医療機関を経由して入手することから個人番号の記載欄は無く、不適切に個人番号を入手することはない。</p> <p>2 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとし、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <p>システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみ</p>	<p>・本市に住民登録がある者の個人番号、基本4情報(氏名、性別、住所、生年月日)、その他の住民基本台帳関係情報をシステムにて入手する方法は以下の2つの方法に限定している。</p> <p>1 庁内ネットワーク及びシステム基盤(個人基本)を通じて入手する。(一斉更新。)</p> <p>2 権限が認められた職員が検診情報システムにアクセスできる専用端末を利用して個別に入手する。</p>	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	契約毎に被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積参加者選考調書に記録する。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	サーバー室への入室は従業者に配布するICカードにより制限し、不正な侵入を防止する。また、端末機の操作者ごとにアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録	システム操作記録による記録を残す。	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託者から他者への提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記する。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させる。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室および事務室からの情報の持ち出しは禁止する。 委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記する。 1 個人情報の保護 2 複写、複製の禁止 3 目的外使用の禁止 4 情報の返還	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を降り扱う従業員の明確化 8 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅲ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させる。セキュリティ保全状況に関する報告を定期的に提示させる。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない
令和2年11月24日	Ⅳ-1②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に行う。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。	事後	記載内容を分かりやすい表現に改めた変更であるため、重要な変更にあたらない